

沖縄県中学校英語教育研究会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 (名 称) 本会は沖縄県中学校英語教育研究会（略称 沖中英研）と称する。
- 第 2 条 (目 的) 本会は会員相互の親睦を図り、中学校英語教育に関する諸研究をなすと共に会員の英語力の向上を促進し、英語教育の健全な発展に貢献する。
- 第 3 条 (所在地) 本会の事務局を事務局長の勤務校内におく。

第2章 事 業

- 第 4 条 本会は第2の目的達成のため、次の事業を行う。
1. 本会の英語力向上のための研修
 2. 会員の研究発表会
 3. 現場における英語教育に関する研究討議
 4. 内外権威者の講演会、座談会、交歓会など
 5. 英語教育関係施設の見学
 6. 刊行物および資料の配付
 7. 諸コンテストおよび展示会など
 8. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

- 第 5 条 本会は各地区中学校英語教育研究会の連合体である。
- 第 6 条 各地区中学校英語教育研究会の会長は本会の理事となる。
- 第 7 条 本会に顧問を若干名おく。
1. 本会の会長を歴任したもの
 2. 理事会が推薦するもの
- 第 8 条 本会に次の役員をおく。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 理 事 若干名（ア 各地区英語教育研究会会長
イ 本会会長の推薦するもの）
 4. 事務局長 1名
 5. 事務局庶務 3～4名
 6. 事務局会計 1名
 7. 監査員 2名
- 第 9 条 (役員の仕事)
1. 会長は本会を代表し、会務を統轄するとともに、理事会の議長となる。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これを代理する。また副会長は事務局会計の相談役を務める。
 3. 理事は理事会を組織し、会の運営に当たる。
 4. 事務局長は総務的業務を担当すると共に、役員会の議長をつとめまた、各項の連絡調整を行う。
 5. 監査員は、会計一般の諸帳簿の監査を行う。

第 10 条 (役員を選任)

会長および副会長は理事会の推薦により、総会の承認を得る。
その他の役員は、会長がこれを委嘱する。

第 11 条 (役員任期)

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠によって選ばれた役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 任期満了後であっても、後任者の就任あるまでは、その任務を行う。

第 12 条 (会 合)

本会は総会、理事会および役員会（理事会以外の役員による）をもつ。
なお、事業に必要な部をおき、各部に委員会を設ける。

第 13 条 (総 会)

1. 総会は年1回とし、会長がこれを召集する。
2. 総会は各地区英語教育研究会役員及び沖中英研役員を持って構成する。
3. 理事会の出席者の過半数が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。
4. 総会の運営は理事に一任する。
5. 総会において、研究発表および事業計画、予算、決算の承認などを行う。

第 14 条 (理 事 会)

1. 理事会は議決機関で、会長が必要と認めるときに召集する。
2. 理事会議長は会長がつとめる。
3. 理事会は次の事を議決する。
 - ア 会長より委任された事項
 - イ 事業計画
 - ウ 予算および決算
 - エ その他、会の運営に関する事項

第 15 条 (役 員 会)

役員会は正・副会長・事務局員で構成し、これを召集する。役員は次の事を行う。

1. 諸事業の実施方法審議
2. 事業計画案、予算案の作成

第 16 条 (各部委員会)

各部は、その担当する事業を遂行する機関であり、別に定める各部運営規則に従って運営される。

第4章 会 計

第 17 条

1. 会員の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって、これに当てる。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第5章 付 則

1. 本会の運営に関する細則は、理事会において、別に定める。
2. 本会に事務局、研究部、情宣部、および弁論部をおき、各部に、委員会を設ける。各部の運営規則は理事会において別に定める。
3. 本会則は1969年6月21日本会が成立し、承認された時より効力を生ずる。
4. 平成26年度一部改定